

# 令和元年度 行政監査結果報告書

「防災等に必要な物資や資機材等の管理状況について」

令和2年3月

香川県監査委員

## 【令和元年度 行政監査結果報告書目次】

第 1 行政監査の趣旨 .....	1
第 2 監査のテーマ及び選定理由 .....	1
1 監査のテーマ .....	1
2 選定理由 .....	1
第 3 監査の実施概要 .....	1
1 監査の実施期間 .....	1
2 監査の対象とした所属 .....	1
3 監査の実施方法 .....	1
4 監査の着眼点 .....	1
第 4 監査対象所属等 .....	2
1 部局別監査対象所属等 .....	2
2 目的別監査対象所属等 .....	3
第 5 監査の結果 .....	4
1 計画等に沿って備蓄又は整備されているか .....	4
2 防災等に必要な物資や資機材等の調達・確保は適正に行われているか .....	6
3 保管場所が適切に確保され、災害発生時に迅速かつ適正に活用できる 態勢であるか .....	6
4 定期的な確認を実施し、品質や機能の維持、補充や廃棄が適正に行わ れているか .....	10
5 市町等関係機関との連携、役割分担など、効率的な整備、配置が行わ れているか .....	13
第 6 まとめ .....	14
参考資料 備蓄計画等の概要 .....	15

## 第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、県の事務の執行が、法令等の規定に従って適正に行われているかだけでなく、経済性、効率性及び有効性などの観点に沿ってなされているかについて、監査を実施するものである。

## 第2 監査のテーマ及び選定理由

### 1 監査のテーマ

防災等に必要な物資や資機材等の管理状況について

### 2 選定理由

近年、全国で地震や集中豪雨等の災害が頻繁に発生し、各地に甚大な被害をもたらしている。また、近い将来には南海トラフ地震の発生が予想されており、ひとたび発生すれば、本県でも広範囲かつ甚大な被害が想定されているところである。

そこで、これらの災害に備えて県が備蓄、整備している災害予防、災害応急対策等に必要な物資や資機材等について、その状況を明らかにするとともに、物品としての適正管理や備蓄の有効性等を検証し、今後の適切な管理運営に資するため、監査を実施した。

## 第3 監査の実施概要

### 1 監査の実施期間

令和元年7月から令和2年3月

### 2 監査の対象とした所属

防災等に必要な物資や資機材等を管理している所属等

### 3 監査の実施方法

全所属を対象とした書面調査により、防災等に必要な物資や資機材等の管理状況について報告を求め、その中から抽出した所属等（保管施設を含む）に対して実地調査を行い、これを踏まえ監査を行った。

### 4 監査の着眼点

- (1)計画等に沿って備蓄又は整備されているか。
- (2)防災等に必要な物資や資機材等の調達・確保は適正に行われているか。
- (3)保管場所が適切に確保され、災害発生時に迅速かつ適正に活用できる態勢であるか。
- (4)定期的な確認を実施し、品質や機能の維持、補充や廃棄が適正に行われているか。
- (5)市町等関係機関との連携、役割分担など、効率的な整備、配置が行われているか。

## 第4 監査対象所属等

### (1) 部局別監査対象所属等

部局名	所 属 等 名
政策部（4）	小豆総合事務所、県立ミュージアム（文化会館）、東山魁夷せとうち美術館、漆芸研究所、《県民ホール》
総務部（8）	文書館、県税事務所、東讃県民センター、小豆県民センター、中讃県民センター、西讃県民センター、《アイパル香川》、財産経営課、職員課（健康管理室）
危機管理総局（2）	消防学校、危機管理課（防災航空センター、防災資機材センター）
環境森林部（4）	環境保健研究センター、森林センター、東部林業事務所、西部林業事務所
健康福祉部（16）	東讃保健福祉事務所、中讃保健福祉事務所、西讃保健福祉事務所、障害福祉相談所、精神保健福祉センター、川部みどり園、保健医療大学、食肉衛生検査所、子ども女性相談センター、斯道学園、さぬき動物愛護センター、健康福祉総務課、障害福祉課、医務国保課、薬務感染症対策課、生活衛生課
商工労働部（4）	産業技術センター、発酵食品研究所、計量検定所、高等技術学校、《FROM 香川》、《RIST 香川》
交流推進部（1）	栗林公園観光事務所
農政水産部（16）	農業試験場、小豆オリーブ研究所、府中果樹研究所、園芸総合センター、病害虫防除所、東讃農業改良普及センター、中讃農業改良普及センター、西讃農業改良普及センター、農業大学校、畜産試験場、東部家畜保健衛生所、西部家畜保健衛生所、東讃土地改良事務所、中讃土地改良事務所、西讃土地改良事務所、水産試験場
土木部（8）	長尾土木事務所、高松土木事務所、中讃土木事務所、西讃土木事務所、高松港管理事務所、河川砂防課、港湾課、下水道課
病院局（3）	中央病院、丸亀病院、白鳥病院
教育委員会（46）	教育センター、東部教育事務所、西部教育事務所、小豆島中央高校、三本松高校、津田高校、志度高校、石田高校、三木高校、高松北高校（中学校）、高松高校、高松工芸高校、高松商業高校、高松東高校、高松南高校、高松西高校、高松桜井高校、香川中央高校、農業経営高校、坂出商業高校、坂出高校、坂出工業高校、飯山高校、丸亀高校、丸亀城西高校、善通寺第一高校、琴平高校、多度津高校、高瀬高校、笠田高校、観音寺第一高校、観音寺総合高校、盲学校、聾学校、香川中部養護学校、香川丸亀養護学校、図書館、屋島少年自然の家、五色台少年自然センター、埋蔵文化財センター、総務課、義務教育課、高校教育課、保健体育課、生涯学習文化財課、健康福利課
警察本部（20）	東かがわ警察署、さぬき警察署、高松東警察署、小豆警察署、高松北警察署、高松南警察署、坂出警察署、高松西警察署、丸亀警察署、琴平警察署、三豊警察署、観音寺警察署、通信指令課、捜査第一課、鑑識課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、警備課、機動隊
計	132 所属等（うち実地調査（太字）15 所属、定期監査時に現地確認（斜字）4 所属）

《　》は指定管理者等であり、所属等数に含めない。

## (2) 目的別監査対象所属等

所管所属等：物資・資機材等を調達し総合管理する所属等

管理所属等：物資・資機材等を保管・管理する所属等

目的	所属等名		物資・資機材等の内容
	所管所属等	管理所属等	
被災者用	危機管理課	小豆総合事務所、県立ミュージアム（文化会館）、文書館、《アイパル香川》、消防学校、西部林業事務所、東讃保健福祉事務所、斯道学園、《FROM 香川》、西讃農業改良普及センター、中讃土地改良事務所、中讃土木事務所、29 県立高校、香川中部養護学校、埋蔵文化財センター	食料、飲料水、日用品、医薬品等
	健康福祉総務課	消防学校	
	各県立病院	中央病院、丸亀病院、白鳥病院	
職員用	危機管理課	小豆総合事務所、県立ミュージアム、東山魁夷せとうち美術館、漆芸研究所、文書館、県税事務所、東讃県民センター、小豆県民センター、中讃県民センター、西讃県民センター、消防学校、環境保健研究センター、森林センター、東部林業事務所、西部林業事務所、東讃保健福祉事務所、中讃保健福祉事務所、西讃保健福祉事務所、障害福祉相談所、精神保健福祉センター、川部みどり園、保健医療大学、食肉衛生検査所、子ども女性相談センター、斯道学園、産業技術センター、発酵食品研究所、計量検定所、高等技術学校、栗林公園観光事務所、農業試験場、小豆オリーブ研究所、府中果樹研究所、園芸総合センター、病害虫防除所、東讃農業改良普及センター、中讃農業改良普及センター、西讃農業改良普及センター、農業大学校、畜産試験場、東部家畜保健衛生所、西部家畜保健衛生所、東讃土地改良事務所、中讃土地改良事務所、西讃土地改良事務所、水産試験場、長尾土木事務所、高松土木事務所、中讃土木事務所、西讃土木事務所、高松港管理事務所、危機管理課	食料、飲料水、日用品等
	財産経営課	財産経営課	
	東京事務所	東京事務所	
	各県立病院	中央病院、丸亀病院、白鳥病院	
	教育委員会総務課	教育センター、東部教育事務所、西部教育事務所、盲学校、聾学校、香川中部養護学校、香川丸亀養護学校、図書館、屋島少年自然の家、五色台少年自然センター、埋蔵文化財センター、総務課、義務教育課、高校教育課、保健体育課、生涯学習・文化財課、健康福利課	
	警察本部警備課	12 警察署、通信指令課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、警備課	
救助・復旧等対策用	危機管理課	消防学校、危機管理課（防災航空センター、防災資機材センター等）、《RIST 香川》	資機材等
	財産経営課	財産経営課	資機材等
	健康福祉総務課、職員課（健康管理室）	消防学校、職員課（健康管理室）	医療品等
	障害福祉課	障害福祉課	資機材等

救助・復旧等対策用	薬務感染症対策課	小豆総合事務所、東讃保健福祉事務所、中讃保健福祉事務所、西讃保健福祉事務所、中央病院、丸亀病院、白鳥病院ほか県内 21 医療機関等	医薬品等
	生活衛生課	小豆総合事務所、東讃保健福祉事務所、中讃保健福祉事務所、西讃保健福祉事務所、さぬき動物愛護センター、生活衛生課（動物管理指導所）	ペット用資機材等
	各土地改良事務所	小豆総合事務所、東讃土地改良事務所、中讃土地改良事務所、西讃土地改良事務所	資機材等
	河川砂防課、各土木事務所	小豆総合事務所、長尾土木事務所、高松土木事務所、中讃土木事務所、西讃土木事務所、河川砂防課（水防ステーション）	水防資機材等
	港湾課	高松港管理事務所・港湾課（防災資機材センター）	資機材等
	下水道課	大東川浄化センター、金倉川浄化センター	資機材等
	警察本部警備課、交通規制課	各交番・駐在所、12 警察署、通信指令課、捜査第一課、鑑識課、高速道路交通警察隊、警備課、機動隊	警察業務用資機材等
	危機管理課（石油コンビナート等防災本部）	危機管理課（防災資機材センター）、高松港管理事務所、各土木事務所	石油コンビナート用資機材等
	医務国保課（高松空港 SCU）	医務国保課（高松空港）	医療用資器材

## 第5 監査の結果

監査の結果については、監査の着眼点に従って整理した。

### 1 計画等に沿って備蓄又は整備されているか

本県では、県の地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有する「香川県地域防災計画（以下「地域防災計画」）」を中心として、「香川県水防計画」、「香川県石油コンビナート等防災計画」などの計画を策定し（参考資料 1 物資・資機材等の備蓄計画等）、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

地域防災計画では、自らの身の安全は自らで守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合って守る「共助」、及び行政が支える「公助」の理念に基づき、それぞれの連携及び協働により被害の軽減を図ることとされている。本県では、この「公助」の理念に基づき災害時に必要な物資・資機材等を備蓄、整備しており、食料、飲料水、日用品、医薬品、発電機、泡消火薬剤、オイルフェンス、土のう袋、スコップ等を、県内の県有施設のほか市町が所有する施設等に分散して保管している。

これらの物資・資機材等は、備蓄の目的別に、被災者用、職員用及び救助・復旧等対策用に分けることができ、それぞれの品目ごとに目標数量等を決めて調達し、備蓄されている。

被災者用物資・資機材等は、主に食料、飲料水、日用品等であり、危機管理課及び健康福祉総務課が地域防災計画に基づき調達している。備蓄数量については、平成 25 年 8 月に策定した「香川県地震・津波被害想定（第二次公表）」における最大クラスの地震・津波による避難所への避難者数 119,000 人を踏まえ目標数量を見直し、平成 27 年度から 29 年度にかけて当該数量に見合った備蓄を行い、平成 31 年 4 月 1 日現在において目標数量を超えている（表 1）。また、当該物資・資機材等については、県有施設及び市町が所有する施設等計 72 か所に分散備蓄している。なお、これ以外に、県立中央病院、丸亀病院及び白鳥病院では、それぞれの病院において作成した業務継続計画に基づいて入院患者用や被災者用の食料、飲料水、日用品、医薬品等を調達し、備蓄している。

表1 被災者用物資・資機材等

品名	単位	目標数量	平成31年4月1日 現在の備蓄量	進捗率
食料（アルファ米、保存パン、ビスケット、お粥）	食	214,950	300,418	139.8%
調製粉乳	kg	85	138.02	162.4%
飲料水	ℓ	214,950	301,056	140.1%
毛布（アルミプランケット）	枚	58,145	59,785	102.8%
生理用品	パック	3,886	3,949	101.6%
紙おむつ（大人用）	枚	2,388	2,411	101.0%
紙おむつ（小人用）	枚	11,939	13,307	111.5%

※表の品目以外に副食用カレー、哺乳瓶付きミルク、日用品セット、簡易トイレなども備蓄

職員用物資・資機材等は、主に食料及び飲料水であり、危機管理課が地域防災計画の「緊急物資の備蓄マニュアル」に基づいて調達し、本庁及び出先機関に備蓄している。備蓄数量については、災害対応業務に従事する職員約2,000人分の必要最小限度を目標数量（食料（乾パンなど）12,000食、飲料水6,000ℓ）としており、平成31年4月1日現在において目標数量の備蓄は完了している。なお、これ以外に、財産経営課が自衛消防本部職員用として食料、飲料水、日用品等を調達し、本庁に備蓄しているほか、東京事務所でも、「香川県東京事務所業務継続計画」に基づき独自に職員用の食料、飲料水、日用品等を調達し、備蓄している。また、公安委員会は、「香川県警察防災業務計画」に基づいて県警本部警備課が食料、飲料水、日用品等を調達し、各警察署等に備蓄している。教育委員会各所属及び各県立病院については、地域防災計画に準じて一定の職員用物資・資機材等を調達し、備蓄しているが、明確な全体の目標数量は設定していない。

救助・復旧等対策用物資・資機材等については、地域防災計画をはじめ、香川県水防計画、香川県医療救護計画、香川県警察防災業務計画などの各計画等に基づき、発電機、泡消火薬剤、オイルフェンス、土のう袋、スコップ、医薬品などを、各計画等所管所属等が調達し、防災資機材センター、消防学校、土木事務所、保健福祉事務所、県内医療機関、警察署などに備蓄している。なお、これら以外に、保健福祉事務所、土地改良事務所、土木事務所などでは、事務所独自のマニュアルに基づくものや、通常業務でも使用するものを防災等に必要な物資・資機材等として一定量調達し、備蓄している。

#### <意見>

- ① 地域防災計画について、災害対策用物資の備蓄状況表の数量が前年度のままになっているなど一部に更新できていない内容があったが、当該計画は、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害及び事故災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に關し、県、市町、防災関係機関及び住民等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めたものであり、県の地域における防災対策について総合的かつ基本的性格を有する重要な計画であることから、関係機関と最新情報を共有しながら、迅速かつ的確に内容の更新に努められたい。  
(危機管理課)

<意見>

② 地域防災計画等において、県職員は、勤務時間中の発災に対応するため食料等の備蓄に努め、地震発生後に登庁する場合もできるだけ食料等を持参することとされているが、個人による食料等の備蓄や持参の必要性が十分認識されているとはいえない状況であることから、災害発生時の県職員の役割、備蓄の必要性等の周知に努められたい。

(危機管理課)

<要望>

① 職員用の食料等について、非常時優先業務に従事する職員に十分行き渡らない可能性もあることから、国や他の自治体の状況を研究しながら、適宜、内容の見直しを行い、災害発生時の業務執行に支障がないよう十分な数量等の確保に努められたい。なお、職員用の食料等が配置されていない出先機関等もあることから、各所属が災害発生時の業務内容と必要数量等を十分検討することを周知し、その結果を踏まえた適切な配置に努められたい。

(危機管理課)

② 病院局において、医師、看護師も含めた職員用食料等の備蓄に取り組んでいるところであるが、災害発生時に医療機関が果たす役割の重要性に鑑み、今後、病院局が行う職員用食料等の備蓄取組に対して必要な助言を行われたい。

(危機管理課)

**2 防災等に必要な物資や資機材等の調達・確保は適正に行われているか**

防災等に必要な物資・資機材等は、1で述べたとおり、計画等に基づいた目標数量の備蓄は完了しており、今後は、使用期限が到来する物資・資機材等の更新が必要になる。危機管理課では、物資・資機材等の調達に際し、他の所属の調達分についてもまとめて入札するなどのコスト削減に努めており、全体として物資・資機材等の調達・確保は適正に行われている。

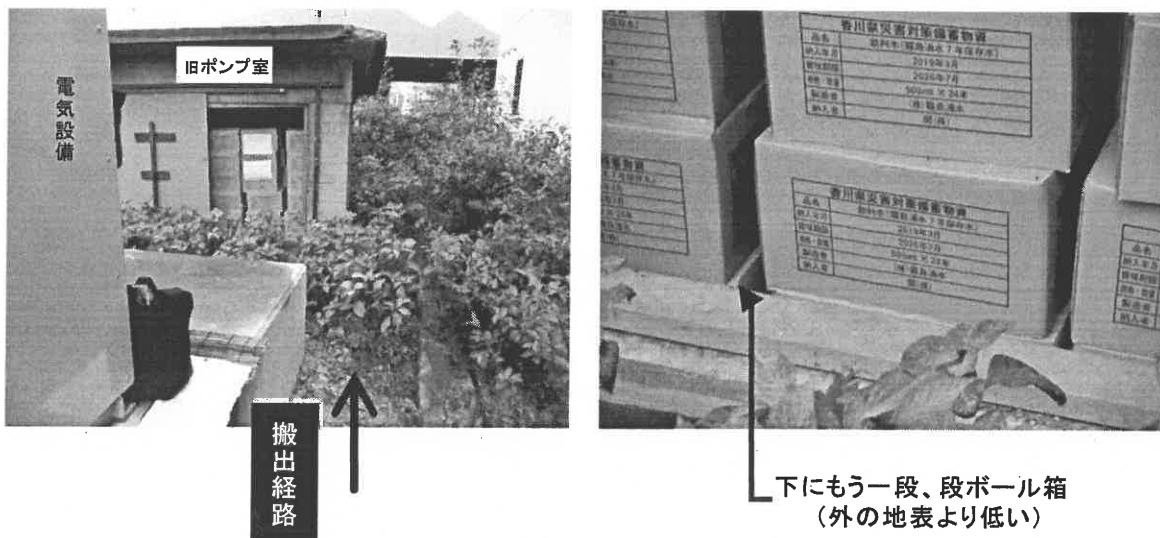
**3 保管場所が適切に確保され、災害発生時に迅速かつ適正に活用できる態勢であるか**

防災等に必要な物資・資機材等は、消防学校備蓄倉庫や防災資機材センターなどの拠点施設に保管されているものを除き、本庁及び出先機関の庁舎、県立病院、県立高校、県内医療機関などの建物内の執務室、会議室、倉庫のほか体育館などにも保管されている。これらの保管場所は、大部分が1階又は2階以上であり、地域防災計画で考慮するとされている耐震性や浸水のおそれなどに対応できているが、一部に改善すべき保管場所も見受けられる。

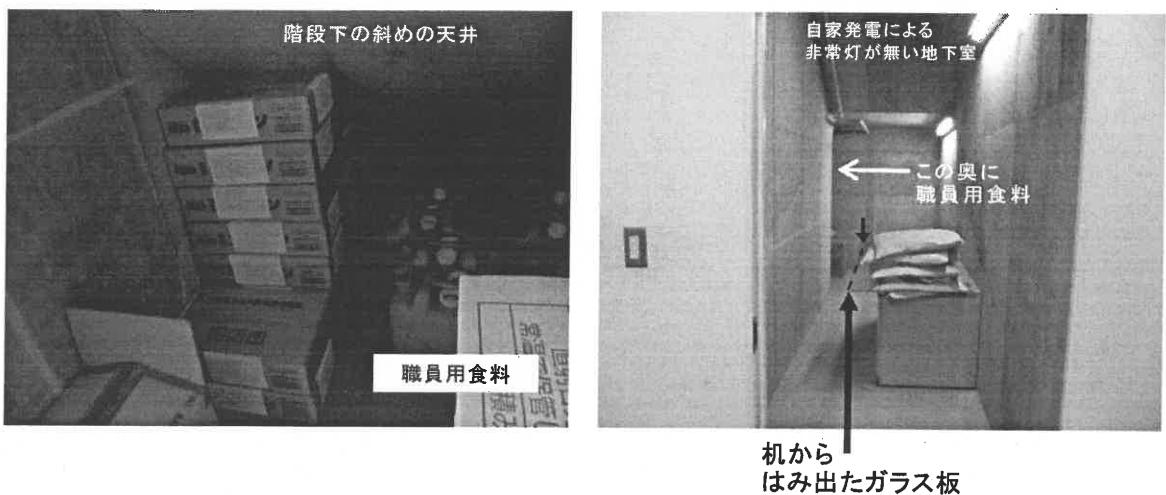
<意見>

③ 被災者用及び職員用食料等の一部の保管場所について、浸水のおそれや効率的な作業、安全性などに問題がある事例（ア～ウ）が見受けられたので、隨時、各保管施設の状況を点検し、保管場所の移動も含めた対応策を管理所属等と協議の上、適切な措置を講じられたい。  
（危機管理課）

ア 被災者用の飲料水（273 箱）を保管している屋外倉庫（旧ポンプ室）は、床面が地表より低いため浸水のおそれがあり、また、運搬通路も狭く植栽があるため搬出作業等に支障がある。  
（斯道学園）



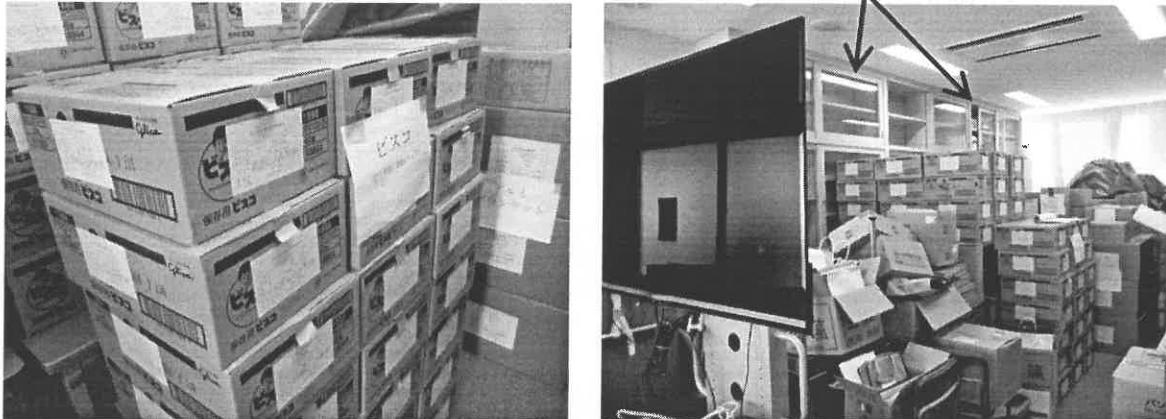
イ 職員用食料、飲料水を保管している倉庫は天井が低く自家発電による非常灯がないうえ、運搬通路に障害物が置かれているなど、搬出作業等の安全性確保が不十分である。  
（高松土木事務所）



<意見>

ウ 被災者用の食料、飲料水等を備蓄している部屋の天井付近にある戸棚のガラス戸が固定されていないため、地震の揺れでガラスが割れて散乱するおそれがあり、搬出作業等の安全性確保が不十分である。

(高松商業高校)



④ 本館ペントハウスに保管している職員用の食料（240 箱）、飲料水（120 箱）等について、地震の揺れによりエレベーターが停止した場合には搬出が困難になることが予測されることから、庁舎管理者とも協議の上、一部を別階層へ移動することも含めた保管方法の改善を検討されたい。

(危機管理課)

⑤ 職員課が所管する災害時用の機器類について、血圧計と電池を同じケースで保管しておらず、直ちに使用できる状態でなかったことから、機器類に必要な電池等の動力源を機器類の近くに保管することや定期的な劣化等の点検などの適切な管理態勢を整備されたい。なお、機器類に必要な動力源を可能な範囲で機器類の近くに保管することや定期的な劣化等の点検などの適切な管理態勢を整備することを、危機管理課から管理所属等へ周知されたい。

(職員課、危機管理課)

⑥ 備蓄している物資・資機材等の適正な管理や災害時の対応に関する職員の意識向上のため、オンライン学習も活用し、全職員を対象とした定期的な研修を検討されたい。

(危機管理課)

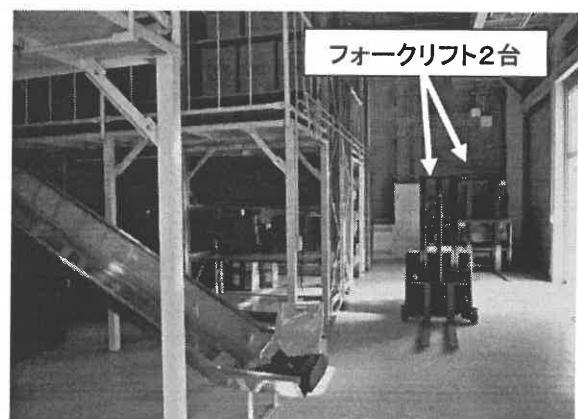
<要望>

③ 拠点である消防学校備蓄倉庫について、停電時の非常灯が設置されておらず、災害が夜間に発生した場合、備蓄物資の円滑な搬出作業等に支障が出る可能性があることから、備蓄倉庫内に懐中電灯などを常備し、夜間停電時の作業手順等を再確認されたい。また、平成25年3月に公表された「津波浸水想定図（南海トラフ地震（最大クラス））」によれば、消防学校備蓄倉庫への主要道路の一部が津波浸水区域と想定されており、液状化も予測されていることから、う回路を利用した運搬方法などの再確認等を隨時実施されたい。

(危機管理課)



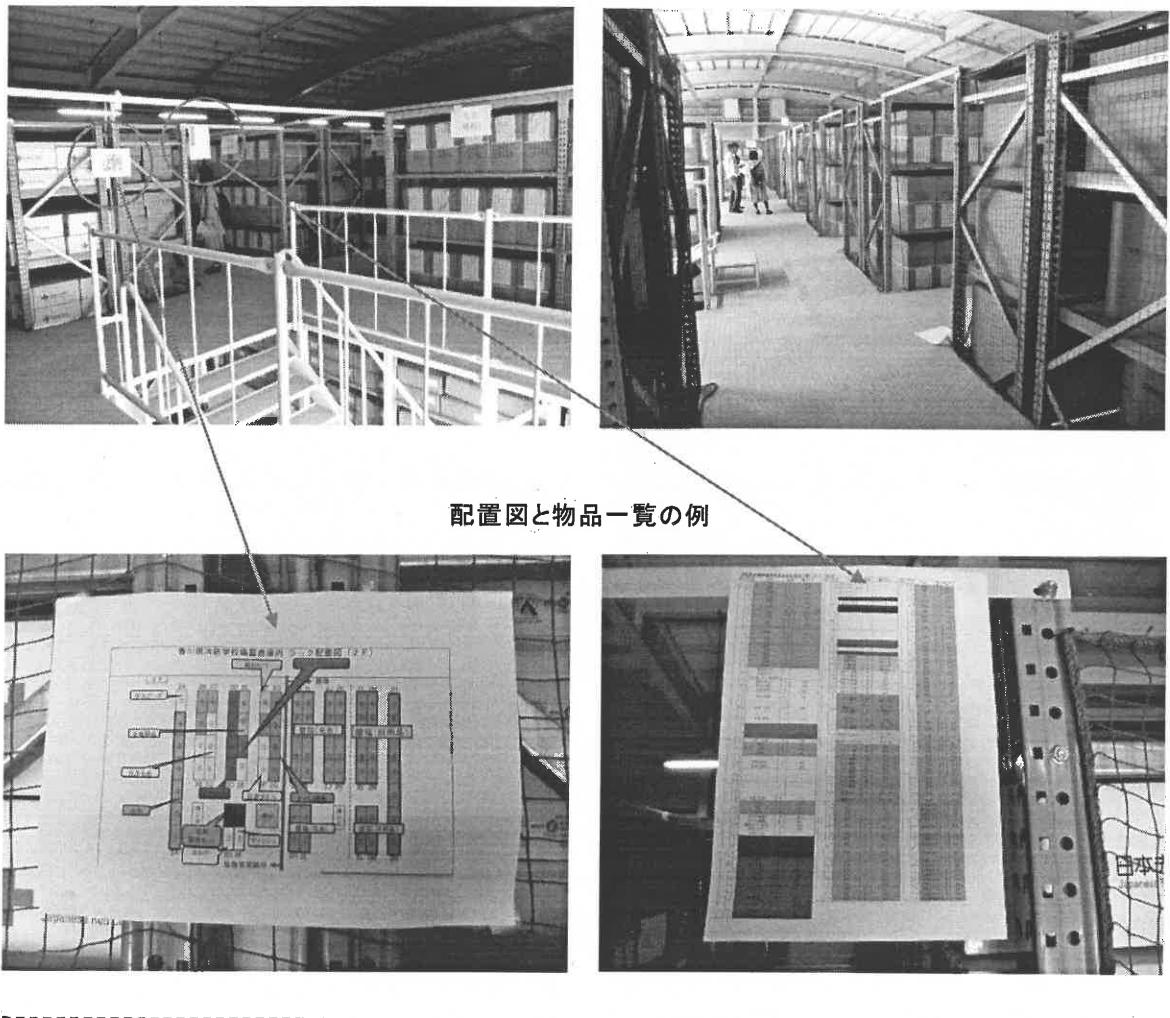
屋内床面はトラックの荷台の高さ  
側面開き(ウイングボディ)型トラックの横付けにも対応



<要望>

④ 消防学校備蓄倉庫については、物資・資機材等が種類ごとに整理されて保管され、入口付近にはカラーの配置図を掲示するなど、円滑な搬出入作業のための工夫がされているが、災害発生時には多数の民間運搬業者などの出入が想定されることから、配置図に合わせた床や棚のカラー表示や、物資・資機材等のより効率的な配置などの見直しを行い、作業効率の向上に努められたい。また、管理所属等に対して物資・資機材等一覧の掲示の徹底を周知し、特に備蓄数量が多い所属等については、配置図の掲示も周知されたい。

(危機管理課)



- 4 定期的な確認を実施し、品質や機能の維持、補充や廃棄が適正に行われているか  
物資・資機材等の定期的な確認について、使用期限がある食料、飲料水、医薬品などは更新時に数量等の確認が行われている。なお、警察本部警備課及び交通規制課は、更新時期にかかわらず、年3回、数量等の確認を行っている。また、使用期限がない日用品、資機材等については、河川砂防課、土木事務所及び土地改良事務所は年1回、警察本部警備課及び交通規制課は年3回、数量等の確認を行っていたが、それ以外の所管所属等は、定期的な数量等の確認を行っていない。

なお、物資・資機材等の補充や廃棄について、危機管理課は、所管している被災者用及び職員用食料、飲料水を使用期限の1年前を目途に更新しており、更新対象の食料、飲料水は総合防災訓練、香川防災フェスタや各種会議、県内の希望する公立小中学校や管理所属等の職員へ配布するなど、有効活用に取り組んでいる。

<意見>

⑦ 備蓄している食料等の数量等について、災害発生時の適正配布、有効活用のため、定期的な数量、品質確認を実施するとともに、機器類についての稼働確認も定期的に実施されたい。また、備蓄している物資・資機材等の取扱いなどについて、関係職員が十分認識できていない事例（ア、イ）が見受けられたことから、保管・取扱方法の周知徹底を図られたい。  
(危機管理課)

ア 保管している食料等について、緊急業務のため一部を消費していたが、所管所属である危機管理課への報告をしておらず、必要数量に満たない状態のままで保管を継続していた。  
(東讃保健福祉事務所)

イ 物資・資機材等の備蓄状況の今回調査に対して、実際と異なる数量等を回答したり、備蓄があるにもかかわらず回答がない管理所属等が見受けられた。  
(消防学校、東山魁夷せとうち美術館、文書館、産業技術センター、発酵食品研究所、栗林公園観光事務所、坂出高校)

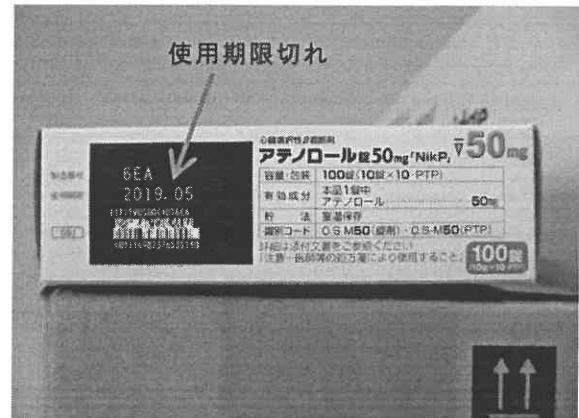
⑧ 日用品のうち紙おむつなどについては、使用期限は定められていないものの、メーカーのホームページなどにおいて適切に保管されている場合の品質保持期間は約3年とされており、高温になりやすい保管場所であったり、保存期間が長期にわたったりする場合などは、品質や機能の劣化も考えられることから、日用品についても定期的な点検と一定期間での更新を検討されたい。  
(危機管理課)

⑨ 県が設置する高松空港S C U（航空搬送拠点臨時医療施設）で使用する自動体外式除細動器（A E D）について、一昨年の行政監査「県有施設における利用者の安心・安全の確保について」を踏まえ、使用期限の把握など適正な管理に努められたい。  
(医務国保課)

### <意見>

- ⑩ 薬務感染症対策課が所管している災害用医薬品等については、使用期限にかかるわらず、年1回、年度末にまとめて更新しており、更新前に使用期限が到来する医薬品等は、長い場合は使用期限後10か月程度そのまま保管し、新しい医薬品等の納品後にすべて廃棄している。更新時期を使用期限前に変更することで、使用期限切れの医薬品等の発生を解消し、更新対象の医薬品等を医療機関で使用期限までに使用するなどの有効活用を図ることを検討されたい。

(薬務感染症対策課)



### <要望>

- ⑤ 使用期限が経過した飲料水を雑用水として保管しているなどの有効活用事例を、更新や数量確認の通知に併せて管理所属等に周知するなど、備蓄物資の一層の有効活用に取り組まれたい。

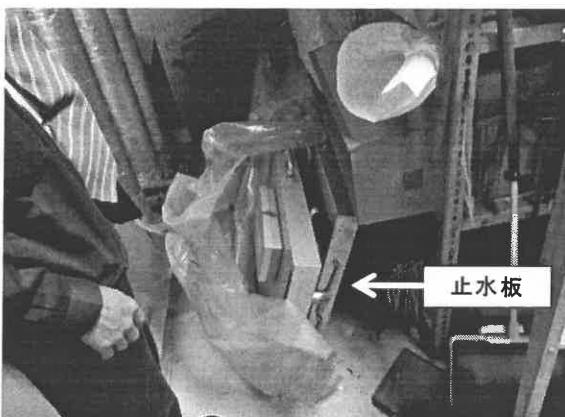
(危機管理課)

- ⑥ 職員用食料、飲料水の更新について、古い備蓄を消費した後、新しい備蓄を納品しているが、長い場合は3か月程度の空白期間が生じていることから、できる限りその期間の短縮を図ることを検討されたい。

(危機管理課)

- ⑦ 本館地下駐車場出入口の止水板設置訓練を定期的に実施することを検討されたい。

(財産経営課)



地下駐車場への浸水を防ぐ

## 5 市町等関係機関との連携、役割分担など、効率的な整備、配置が行われているか

地域防災計画において、県は、市町のほか、国の地方行政機関、公共性・公益性のある機関などと連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努めることとされている。県と市町は、防災等に必要な物資・資機材等のうち、避難者のための食料、飲料水、日用品等の1日分について折半して備蓄することとされており、危機管理課では年3回程度、県と各市町防災主管課長による「市町防災・減災対策連絡協議会」を開催し、河川砂防課でも年1回、市町と水防部会を開催し、情報交換等を行い、連携を図っている。

### <要望>

- ⑧ 災害発生時に、より効果的、効率的な対応が図れるように、病院局、教育委員会、公安委員会等がそれぞれ備蓄している物資・資機材等の状況について、積極的に情報交換を進められたい。  
(危機管理課)

## 第6　まとめ

平成30年に政府の地震調査委員会が公表した南海トラフ地震の今後30年内の発生確率は70～80%であり、平成23年に発生した東日本大震災以降、近隣地域でも平成28年の熊本地震、平成30年の大阪府北部地震など大規模な地震が続いている。昨年3月に内閣府が過去のデータを修正して公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定」によれば、本県の避難者数は100,000人～170,000人に及ぶと予想されている。また、昨年は、台風15号や19号などの大型台風が勢力を保ったまま上陸し、関東地方の一部地域では想定範囲を超えた送電設備の損壊により長期間の停電が続き、日常生活に大きな影響が出たことは記憶に新しく、災害に対してこれまで以上の備えが求められているところである。

今回、県が備蓄している防災等に必要な物資・資機材等について行政監査を行った結果、計画等に沿って、おおむね適切に備蓄されていることが確認できたが、保管場所の一部に安全性や効率性の面から改善すべき事項があったほか、備蓄している物資・資機材等の取扱方法や災害発生時の対応方法が、県職員に十分認識されているとは言えない状況も見受けられた。

今後、災害の大規模化、広域化の可能性が懸念されるなか、防災対策等において県が果たす役割は益々重要になると考えられることから、物資・資機材等を備蓄している各施設の安全性や作業の効率性などを確保するための対策を着実に実施するとともに、防災担当部局のみならず全所属において情報を共有し、職員一人ひとりが、防災対策等に関する意識を一層高めていくことを期待するものである。

## 参考資料～備蓄計画等の概要～

### 1 物資・資機材等の備蓄計画等

県の地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有する「香川県地域防災計画」を中心とした各計画等において、物資・資機材等の備蓄・整備目標等を定めている。

名 称	所管課	主 な 内 容	備 考
①香川県地域防災計画（一般対策編、地震対策編、津波対策編）  (参考資料 5－6) 石油基地防災計画	危機管理課	香川県の地域と県民の防災・減災対策の基本指針（関係機関：県、市町、県広域水道企業団、指定地方行政機関等）  ・石油基地に係る油火災等特殊災害の防災対策 オイルフェンスなどを、高松市の防災資機材センターで備蓄	
(参考資料 7－5) 香川県防災資機材保有状況		石油コンビナート、林野火災、救助、その他の用途毎に、オイルフェンス、水のう、エアーテント、照明車などを、資機材センター、消防学校等で備蓄	
(参考資料 9－6) 県震災時用備蓄医薬品等リスト		医薬品、医薬資器材約 100 人分を 1 セットとした 50 セットを搬送用容器に収納し、県下 28 箇所の医療機関等で備蓄（県医療救護計画（医務国保課））	薬務感染症対策課調達分
(参考資料 11－1) 災害対策用物資の備蓄状況		食料・飲料水、生活必需品、避難所用資機材を消防学校、県 5 合同庁舎（注）、県立高校、市町施設で備蓄	(注) 現在は県 4 合同庁舎
(参考資料 11－2) 生活必需物資等の備蓄状況		毛布、日用品セット、非常食（アレルギー対応含む）を消防学校で備蓄	健康福祉総務課調達分
(参考資料 11－4) 緊急物資の備蓄マニュアル  (職員用：香川県庁業務継続計画)		・発災から 3 日間における被災者の生命維持に必要な物資等の計画的な備蓄と応急救助等 被災者用食料・飲料水、毛布等の備蓄量の考え方、目標や災害対応等に従事する職員用の食料・飲料水備蓄量の考え方や目標	
②香川県水防計画	河川砂防課	・水防上必要な通信等の確保連絡、各団体間の相互協力や資材等に関する大綱 土のう袋、スコップなどの水防資機材を県 5 土木事務所、1 総合事務所で備蓄	調達は各土木事務所
③香川県警察防災業務計画	香川県警察本部警備課、交通規制課	・県警察が防災に關しとるべき措置を定め、災害対策の円滑な推進を図るための計画 スコップ、発電機等の災害警備用装備資機材と職員用食料・飲料水を警察本部、各警察署に備蓄	
④香川県石油コンビナート等防災計画	危機管理課	・坂出市番の州地区特別防災区域の防災対策を総合的、計画的に推進するための計画 泡消火薬剤、オイルフェンス等を防災資機材センター、土木事務所等で備蓄	
⑤中央病院・丸亀病院・白鳥病院業務継続計画	各県立病院	・各県立病院における、災害時の業務継続のための計画 外来、入院患者等の食料・飲料水等を備蓄	

上記以外にも、一部の所属では、業務に応じて業務継続計画、避難確保・浸水防止計画、マニュアルなどを定め、必要な物資・資機材等を備蓄している。

## 2 目的別の物資・資機材等

### (1) 被災者用物資・資機材等

香川県地域防災計画（以下「地域防災計画」）の「緊急物資の備蓄マニュアル」において、平成25年8月28日に策定した「香川県地震・津波被害想定（第二次公表）」における避難所への避難者を基本として、県備蓄物資の数値目標を算定している。同想定では、南海トラフを震源域とする地震・津波について、比較的発生頻度の高い地震・津波（以下「L1」）と、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度の極めて低いものではあるが、仮に発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波（以下「L2」）の二つに分けて被害想定を算定しており、備蓄物資の数値目標は、「命を守ること」に主眼をおいて、L2に対応した備蓄をするとされている。

《避難者数の推移》

（単位：人）

区分	発災直後			1週間後			1か月後		
	全体	避難所	避難所外	全体	避難所	避難所外	全体	避難所	避難所外
L1	59,000	35,000	24,000	12,000	7,100	4,800	20,000	6,000	14,000
L2	199,000	119,000	80,000	132,000	95,000	37,000	230,000	69,000	161,000

県は、発災から3日間における被災者の生命維持に最低限必要な物資を計画的に備蓄すること等により、被災市町の行う物資供給活動等を支援し、更に県が行う応急援助に資するため、以下の点に留意して備蓄することとしている。

- ・発災後の3日分のうち1日分については県と市町が協力して現物備蓄を行い、2日分については協定等による流通備蓄により対応する。
- ・備蓄物資の保管場所は、耐震性があること、津波・洪水等の際に浸水しないこと、必要な際に搬出がし易いこと等に配慮して選定することとする。
- ・震災時用医薬品等の備蓄については、応急救護所等への医薬品及び衛生材料を供給するため、県下の保健所及び県が管理委託を締結した機関（災害拠点病院等）に備蓄し、定期的な点検及び更新を行うなど計画的な管理に努める。
- ・平成27年度から平成29年度までの3年間で、計画的な整備に努める。

《食料等の品目毎の数量の算定》

○食料（主食） 避難所避難者数×※食料需要者係数（1.2）×1日分（3食）÷2（市町と等分）

※食料需要者係数：阪神大震災で避難所に食料を求めた避難者の割合

○調整粉乳 避難所避難者数×食料需要者係数（1.2）×0歳児人口比（0.84%）×1日分（140g）÷2（市町と等分）

○飲料水 避難所避難者数×食料需要者係数（1.2）×1日分（3ℓ）÷2（市町と等分）

○毛布（アルミブランケット）（避難所避難者数－流通備蓄見込量）×1枚÷2（市町と等分）

○生理用品 避難所避難者数×10歳から60歳までの女性比率（27.9%）×1パック×生理中の割合（7/30）÷2（市町と等分）

○紙おむつ（大人用） 避難所避難者数×寝たきり高齢者人口比率（0.5%）×1日分（8枚）÷2（市町と等分）

○紙おむつ（子供用） 避難所避難者数×0～2歳児人口比率（2.5%）×1日分（8枚）÷2（市町と等分）

## ①地域防災計画

### 《食料等の品目毎の備蓄目標量》

品名	単位	目標量	※既備蓄量	追加必要量	備考
食料（主食）	食	214,950	36,000	178,950	要配慮者・アレルギー対応備蓄を考慮
調製粉乳	Kg	85	14	71	アレルギー対応備蓄を考慮
飲料水	ℓ	214,950	33,000	181,950	
毛布（アルミブランケット）	枚	58,145	10,062	48,083	
生理用品	パック	3,886	2,515	1,371	
紙おむつ（大人用）	枚	2,388	823	1,565	
紙おむつ（小人用）	枚	11,939	2,736	9,203	

※は平成17年3月公表の「香川県南海地震被害想定調査」に基づく備蓄量

### 《災害対策用物資の備蓄状況》

(平成31年4月1日現在)

種類	品目	単位	数量	備考
食料・飲料水	アルファ米	食	70,240	
	保存パン	食	69,588	
	ビルケット	食	70,260	
	お粥	食	90,330	
	副食用カレー	食	13,200	
	調製粉乳	Kg	138.02	
	哺乳瓶付きミルク	セット	500	
	飲料水	ℓ	301,056	
生活必需品	毛布	枚	10,052	
	アルミブランケット	枚	49,733	
	エアマット	枚	49,633	
	生理用品	個	3,949	
	紙おむつ（大人用）	枚	2,411	
	紙おむつ（子供用）	枚	13,307	
避難所用資機材	日用品セット	セット	3,816	
	防水シート	枚	10,004	
	簡易トイレ	基	50	
	トイレ薬剤	回分	184,600	
	トイレテント	基	50	
	哺乳瓶	本	1,120	
	除菌液	個	120	
	消毒容器	個	120	

県消防学校備蓄倉庫、県合同庁舎、県立高校等に保管

## (2) 職員用物資・資機材等

地域防災計画の「緊急物資の備蓄マニュアル」において、職員は、可能な限り各自で2～3日分の食料・飲料水を確保した上で参考することとされているが、勤務時間中の発災のおそれもあることから、あらかじめ各自で職場に食料等を備蓄し、県は災害対応や非常時優先業務に対応する職員に対して、必要最小限度の食料・飲料水を備蓄する。具体的には、出先機関を含む全職員（約2,800人）の約7割である2,000人分の食料・飲料水を備蓄するとされている。

《職員用食料等の備蓄状況》

品名	単位	目標量	現備蓄量	進捗率	備考
食料	食	12,000	12,000	100.0%	2,000人×2食×3日分=12,000食
飲料水	ℓ	6,000	6,000	100.0%	2,000人×1ℓ×3日分=6,000ℓ

## (3) 救助・復旧等対策用物資・資機材等

救助・復旧等の対策に使用する資機材等については、地域防災計画（石油基地防災計画）のほか、香川県水防計画、香川県警察防災業務計画、香川県石油コンビナート等防災計画などに基づき備蓄されている。

### ①地域防災計画

《石油基地防災計画》

品名	保管場所
オイルフェンス	防災資機材センター（高松市）
油吸着剤	高松港管理事務所等

《香川県防災資機材保有状況》

区分	品名	保管場所
石油基地用	オイルフェンス	防災資機材センター（高松市）
石油コンビナー ト用	泡消火薬剤	防災資機材センター（坂出市）
林野火災用	貯水槽、水のう（中型）、コントロールボック ス、水のう用パレット、チェーンソー、ヘル メット	消防学校
救助用	エアーテント（付属品含む）、エアーテント（付 属品含む）、スポットクーラー、蓄電機、折り たたみ式簡易ベッド	高松市南消防署
その他	起震車	消防学校
	自走式照明車	仲多度南部消防本部
	フォークリフト、災害対策用給水システム	消防学校
	衛星可搬型地球局	県庁本館
	資機材運搬車	県庁天神前分庁舎

《県震災時用備蓄医薬品等リスト（県医療救護計画の災害時における医薬品等の供給マニュアル）》  
 (ア、イのセットを1単位とし、運搬が容易なジユラルミンケース2個に保管。計50単位を  
 県内の医療機関等（28機関）に分散備蓄)

ア 医薬品

区分	薬剤分類
外用剤	殺菌消毒薬（3種）、含嗽薬、火傷塗布薬、皮膚塗布薬、貼付薬（3種）、呼吸器官用薬（2種）
注射薬	局所麻酔剤、循環器官用薬、鎮痙剤、輸液（3種）
内服薬	抗生物質（3種）、解熱鎮痛消炎剤、血压降下剤（2種）、心疾患用薬（3種）、呼吸器官用、感冒薬、消化器用薬（2種）、抗アレルギー薬、精神安定薬

イ 医療資器材

区分	品名	規格
医療救護用 資器材	小外科セット	ピンセット、喉頭鏡、携帯用血压計、聴診器、外科剪刀（直型）、外科剪刀（反型）、メス、止血鉗子、持針器、縫合針、ロール型万能副子、気管内チューブ、開口器、舌鉗子、舌圧子、鼻鏡、鼻用エアウエイ、ペニライト、体温計
	手術用手袋、注射器、輸液セット	手術用手袋、注射器（針付ディスポ）、止血帶、輸液セット
衛生材料	ガーゼ、脱脂綿、包帯、絆創膏	滅菌ガーゼ大／小、三角巾、皮膚清浄綿、カット綿、包帯、包帯止、絆創膏、救急絆、油紙、紙絆

②香川県水防計画

《県の管理する水防備蓄資材一覧表》

品名	保管場所
土のう袋、繩、鉄線、カケヤ、ノコ、オノ、スコップ、タコヅチ、鎌、杉丸太、杭竹、照明具	長尾土木事務所、高松土木事務所、※中讃土木事務所、西讃土木事務所、小豆総合事務所

※坂出市と普通寺市の2か所

### ③香川県警察防災業務計画

#### 《災害警備用装備資機材の整備》

災害の種類	品 名	保管場所
地震灾害対策	・スコップ、バール、つるはし、のこぎり等救出救助用機材、強力ライト等照明用機材	交番、駐在所
	・上段の装備資機材及び管内地図、チェーンソー、エンジンカッター、ゴムボート、救命胴衣等救出救助用機材、投光器、発動発電機等照明用機材、トランジスター・メガホン、拡声器等広報用機材、可搬式標識、表示板等交通対策用機材、胴付水中長靴、とび口、ゴム長手袋、踏み抜き防止板等捜索用機材、信号機電源附加装置（可搬式発動発電機）、緊急通行車両確認標章等交通規制用機材	警察署
	・上段の装備資機材、レスキューカー、投光車、キッチンカー、トイレカー、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両、生存者探査機、ファイバースコープ、エアージャッキ等救出救助用機材、エアーテント、可搬式ろ過器等後方支援用機材、寝袋、簡易トイレ等自活用機材	警察本部
津波灾害対策	胴付水中長靴、とび口、ゴム長手袋、踏み抜き防止板等捜索用機材等	—
事故灾害対策	・潜水用具セット、水中通話装置、総排風機、消火器、毛布等救出救助用機材、生化学防護服、特殊型防護ガスマスク、放射性粉じん用防護服、放射性粉じん用防護マスク等防護用機材、ガス等測定器、サーベイメーター、ポケット線量計等モニタリング用機材	—

※各警察署には、人数分の職員用食料・飲料水も備蓄

### ④香川県石油コンビナート等防災計画

#### 《香川県の防災資機材等》

品 名	保管場所
泡消火薬剤貯蔵タンク	防災資機材センター（坂出市）
オイルフェンス	防災資機材センター（高松市）等
油処理剤	高松港管理事務所倉庫等
油吸着マット	各土木事務所等